

諮問日：令和3年8月18日（令和3年度（情）諮問第16号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（情）答申第34号）

件名：東京高等裁判所における司法記者クラブに対する裁判事件の情報提供方法  
が書いてあるマニュアルその他の文書の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある御庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）」の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「東京高裁における記者クラブ等への便宜供与（民・刑通常訴訟事件関係）」と題する文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和3年7月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件不開示部分が法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、本件対象文書は、原判断庁における報道機関に対する便宜供与の取

扱いを類型化して一覧表にしたものであり、本件不開示部分は、その便宜供与の取扱いが具体的に記載されている部分であるところ、報道機関に対する便宜供与については、最終的には裁判体の意向を確認するなどした上で、個別の事案に応じて判断することになる性質のものであるため、この一覧表はあくまでも事務便宜上の目安にすぎず、本件不開示部分を公にすることで、絶対的な基準が存在するとの誤解を招き、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号）。

また、報道機関に対する便宜供与は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、便宜供与を受けることも報道機関の取材活動であるところ、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材活動の存在及び内容が推知されるおそれがあり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）（令和元年度（情）答申第10号参照）。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年8月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、東京高等裁判所における報道機関に対する便宜供与の取扱いが類型化されて記載されていることが認められる。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、本来は事務便宜上の目安に過ぎない上記記載に照らして具体の便宜供与の当否が問われることとなり、また、報道機関の取材活動の存在や内

容が推知され、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた裁判所と報道機関の間の信頼関係が損なわれるおそれがあることが認められることから、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない（令和元年度（情）答申第10号参照）。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子